シリーズ人権教育　第１０５回

アイヌの人々と人権



　日本における先住民族であるアイヌの人々は、現在の北海道を中心に、東北地方、サハリン、千島列島などで、自然の豊かな恵みを受けて独自の文化・伝統を持つ民族として暮らしてきました。

同化政策

　江戸時代の松前藩による支配や、明治維新以降、近代化が推し進められ、本州・四国・九州の各地から移住者が増加し、北海道開拓が本格的になる過程で少数者となったアイヌの人々は、独自の風習の禁止や日本語の使用の強制などの、大々的な同化政策が行われたことにより、アイヌの人々の独自の民族文化、伝統的な生活手段は禁止され、社会的にはもとより、個々の暮らしも苦しい生活を強いられました。

１００年続いた「北海道旧土人保護法」

　明治３２（１８９９）年、明治政府は「北海道旧土人保護法」を制定しました。アイヌの人々は、それまで狩猟、漁労、採集、交易を主な生業としていました。しかし、農業奨励のための土地の付与をはじめ、医療、生活扶助、教育などの保護政策を柱とする同法に基づき、同化政策が進められました。さらに、第二次大戦後に実施された農地改革によって、農地の多くを取り上げられることもありました。明治以降の１００年にわたる国の政策により、「旧土人」とされたアイヌの人々の固有の文化は否定され続けてきました。

　平成９（１９９７）年７月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。これにより、約１００年にわたった「北海道旧土人保護法」は、ようやく廃止されます。

　平成２０（２００８）年６月、衆・参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。これにより、アイヌの人々が「先住民族」であることがようやく公的に認められたのです。

いまだに残る偏見・差別

　近年、アイヌの人々の伝統文化を見直し復活させる動きやアイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が増えており、国や地方自治体による支援も行われています。

　しかし、その一方で、アイヌの人々に対する誤った理解による偏見・差別が根強く残っています。

私たちができること

　前述のように否定、抑圧され続けたアイヌの人々の文化は、現在では、国や地方自治体をはじめとするさまざまな取り組みにより、見直され、制度的にも少しずつ改善されつつあります。

　世界には、多種多様に異なる言語、宗教、生活習慣などを文化とする様々な民族が存在します。その文化、民族性に優劣のあるはずはありません。人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧し排除しようとするのです。異文化を尊重し、互いに違いを認め合うことは、人権の基本です。アイヌの人々についての問題は、北海道に住む人たちだけの問題ではありません。私たち一人ひとりがアイヌの人々の伝統・文化を正しく理解して、尊重することが何より大切です。

参考文献：財団法人　人権教育啓発推進センター　アイヌの人々と人権

